

日田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

日田市教育委員会

## 目 次

1. 計画の主旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2～4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

日田市教育委員会では、教育職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を主な目的として「日田市立学校職員衛生委員会」及び、時間外勤務時間の縮減の推進を目的として「日田市立学校職員時間外勤務の縮減に向けた検討委員会」を設置し、勤務実態の改善を図る取組や、在校等時間の縮減に向けた取組を組織的・継続的に推進している。

令和3年4月には、「日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に努めてきた中で、令和7年、国が公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正し、学校における働き方改革を一層推進するための計画の策定及び公表等、教育委員会の責務を明確にした。

日田市教育委員会としても、教育職員が心身ともに健康に、その専門性を十分に発揮して質の高い教育活動を行う環境を整備することは、児童生徒に提供する教育の質を向上させることに資するものと捉えているため、日田市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することにより、働き方改革を一層推進していく。

## (2) 現状

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	34時間56分	28.6%	2.3%
中学校	39時間32分	39.6%	6.4%

※月平均…一人あたりの1か月の時間外在校等時間の平均時間

日田市全体(小・中学校、支援センター)ではR6年度は 35時間40分

※月45時間、80時間を上回る割合…それぞれの校種のうち、各時間を上回った割合

○小中学校における時間外在校等時間は、少しずつ減少してきているが、中学校で、時間外在校等時間が多い傾向にある。要因としては、部活動と時間外の生徒指導・保護者への対応によるものが多かった。

○時間外在校等時間が多い教育職員が固定化されてきている。特に、教頭については、校種に関わらず時間外在校等時間が多い。

○新年度の4月、引継ぎ時期の3月に、月80時間を超える教育職員が多くなる。特に新任の教頭は4月に80時間を超える傾向がある。

○令和4年度以降、一人あたりの1か月の時間外在校等時間の平均時間、それぞれの校種別の月45(80)時間を上回る割合は減少傾向である。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 「業務量の総量縮減」「業務内容の効率化」「教育職員の意識改革」により、時間外在校等時間の縮減を図る。
  - ・時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合を0%、月45時間を超える教育職員の割合を10%以下にする。
  - ・1人あたりの1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) 健康確保措置に関する目標

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
  - ・ストレスチェック受検者の割合を100%にする。
  - ・教育職員の健康診断受診率を100%、再検査受診率を100%にする。
  - ・「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか。」(市教委独自調査)の肯定的な回答の割合を80%以上にする。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

※進捗状況を確認しながら、必要に応じて見直しを行う

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、これまでも、年間2回の「日田市立学校職員時間外勤務の縮減に向けた検討委員会」「日田市立学校職員衛生委員会」を開催し、学校現場の意見を踏まえた実効性のある取組の推進に努めてきた。

### 【これまでの主な業務量管理(業務量縮減・業務時間確保)に関する取組】

- ・AIドリルの活用
- ・オンラインによる会議や研修の実施
- ・タブレット端末による情報共有や各種アンケートの実施及び集計
- ・計画的な時数管理による余剰時数の活用
- ・勤務時間外の自動音声対応システムの導入

### 【これまでの主な健康確保措置の取組】

- ・健康診断及びストレスチェックの受診状況の定期的な把握及び所属長への勧奨

- ・夏季休業明け1週間の午前中授業(ゆるやかスタート)の取組
- ・日田市立学校職員衛生委員会による職場巡視 等

これまでの取組により、全教育職員一人あたりの1か月の時間外在校等時間の平均時間は、令和4年度から令和6年度にかけて、2時間ずつ減少している。今後も、成果のあった取組については継続することを基本とし、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(3分類①)
  - ・家庭や地域のスクールガードと連携した登下校時の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(3分類②)
  - ・日常的な放課後から夜間における見回りを実施しない現在の対応を継続するとともに、祭り等特別な場合の見守りについても、学校では原則行わないこととする。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(3分類⑤)
  - ・学校が弁護士等(スクールロイヤー等)の専門家を活用できる環境を整備するとともに、必要に応じて、教育委員会による市の弁護士の活用も積極的に行う。

##### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(3分類⑦⑧)
  - ・ICT支援員の計画的な派遣により、ホームページ作成支援、ICT機器及びネットワーク設備の保守管理支援を行い、教育職員の負担を軽減する。
- ◆校舎の開錠・施錠(3分類⑩)
  - ・教頭の業務負担軽減に向けて、校舎の開錠・施錠に関する業務の役割分担の見直し等を促進する。
- ◆部活動(3分類⑬)
  - ・令和9年度からの休日部活動の地域展開を目指す。平日の部活動については、活動時間及び日数の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充に努める。

##### 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理等(3分類⑮⑯)
  - ・スクールサポートスタッフ、学校連絡員の業務内容を明確にし、教師の業務補助体制の構築

を推進する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(3分類⑨)

- ・支援の必要性を適切に判断した上で、特別支援教育サポート補助職員、登校支援員を配置する。
- ・教育センターによる、長期欠席児童に対するオンライン支援を実施する。
- ・福祉部局と適切に情報共有し、児童生徒及び家庭支援を行う体制づくりを推進する。

(2) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
  - ・各学校が作成する重点目標に教育職員の働き方改革に関する視点及び目標を位置づける。
  - ・教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施について、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえた、適切な年間計画の編成を行う。
  - ・適切な授業時数管理を行い、標準授業時数を上回る時数について、有効に活用(補充学習や児童生徒との面談、教育職員の研修時間及び業務時間)する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
  - ・定期健康診断を確実に実施し、再検査を含めた受診率を100%にする。
  - ・全ての学校、学校支援センターで実施するストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進する。
  - ・「ノー残業デー」及び「退勤時刻目標設定週間」を月に1回以上設定する。
  - ・夏季休業期間中に閉庁日を設定し、7日程度の連続した休暇が取得できるようにする。
  - ・リモートシステムの活用により、育児短時間勤務等、多様な働き方に応じた環境づくりに努める。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、日田市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、日田市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、日田市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、県が実施しているストレスチェック及び市の独自アンケートの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるとき

は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等を通じて、保護者や地域の各自治会等に対して、日田市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。